

令和元年度

定期(部局・施設)監査結果報告書

令和元年9月

豊島区監査委員

豊島区監査委員公告第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、令和元年度定期（部局・施設）監査の結果を別添のとおり公表する。

なお、この監査には、永野裕子前監査委員が、令和元年5月22日まで関与し、星京子監査委員が令和元年5月23日から関与した。

令和元年9月30日

豊島区監査委員	永	田	謙	介
同	中	川	貞	枝
同	鈴	木	善	和
同	星		京	子

目 次

第1	定期監査の対象部局・施設	1 頁
第2	監査実施期間	2 頁
第3	監査の観点	3 頁
第4	監査の方法	3 頁
第5	監査結果の基準	3 頁
第6	監査の結果	5 頁
1.	指摘事項	5 頁
2.	指導事項	6 頁
(1)	契約処理に関する事項	
(2)	会計処理に関する事項	
(3)	その他（共通事項）の事項	
3.	意見・要望	13 頁
(1)	定員管理について	13 頁
(2)	多文化共生の推進について	14 頁
(3)	行政評価の有効活用について	15 頁
(4)	区施設に設置されている防犯カメラの全庁的把握について	16 頁
(5)	住民記録の不現住実態調査について	17 頁
(6)	延滞金の把握について	19 頁
(7)	新たな文化施設等の事業収支の改善について	20 頁
(8)	保育所の指導・検査体制の強化について	22 頁
(9)	文化財の保管・廃棄について	23 頁
(10)	施設監査について	24 頁
第7	監査結果等による改善措置等の報告	26 頁

令和元年度定期（部局・施設）監査結果報告書

第1 定期監査の対象部局・施設

- ・ ※の部局または課は（ ）内の担当部長、担当課長等の所掌事務を含む
- ・ 対象部局名は、監査実施期間における名称

1. 部局監査の対象部局

(1) 政策経営部

企画課※(施設計画担当課長、「わたしらしく、暮らせるまち。」推進室長、多文化共生推進担当課長)、財政課、行政経営課※(セーフコミュニティ推進室長)、区長室※(国際アート・カルチャー都市推進室長、政策調整担当課長)、広報課※(区史編さん担当課長)、区民相談課、情報管理課

(2) 総務部※(危機管理監、施設整備担当部長)

総務課※(コンプライアンス担当課長)、人事課※(人材育成担当課長)、契約課、防災危機管理課※(危機管理担当課長、治安対策担当課長)、財産運用課、施設整備課※(施設整備特命担当課長)、男女平等推進センター

(3) 区民部

区民活動推進課、地域区民ひろば課、総合窓口課、税務課※(プレミアム付商品券担当課長、収納推進担当課長)、国民健康保険課、高齢者医療年金課、東部区民事務所、西部区民事務所

(4) 文化商工部※(国際文化プロジェクト推進担当部長)

生活産業課、文化デザイン課※(東アジア文化都市推進担当課長、劇場運営担当課長、H a r e z a 池袋調整担当課長)、文化観光課※(マンガ・アニメ活用担当課長、マンガの聖地としまミュージアム担当課長)、学習・スポーツ課※(東京オリンピック・パラリンピック連携担当課長)、図書館課

(5) 環境清掃部

環境政策課、環境保全課、ごみ減量推進課、豊島清掃事務所

(6) 保健福祉部※(池袋保健所、健康担当部長)

総合高齢社会対策推進室、福祉総務課※(自立促進担当課長)、高齢者福祉課、障害福祉課※(障害福祉サービス担当課長)、生活福祉課、西部生活福祉課、介護保険課※(介護保険特命担当課長)、地域保健課、生活衛生課、健康推進課、長崎健康相談所

(7) 子ども家庭部

子ども若者課、子育て支援課※(児童相談所設置準備担当課長)、保育課※(保育政策担当課長)

(8) 都市整備部※(地域まちづくり担当部長、建築担当部長、土木担当部長)

都市計画課※（再開発担当課長）、地域まちづくり課※（沿道まちづくり担当課長）、住宅課※（マンション担当課長）、建築課※（建築審査担当課長）、土木管理課※（地域交通担当課長）、道路整備課、公園緑地課※（公園計画特命担当課長）

- (9) 会計管理室
会計課
- (10) 教育委員会事務局・教育部
庶務課、学務課、放課後対策課、学校施設課、指導課、教育センター
- (11) 選挙管理委員会事務局
- (12) 監査委員事務局
- (13) 区議会事務局
議会総務課

2. 施設監査の対象施設（下記 16 施設）

- (1) 区民部
地域区民ひろば課（区民ひろば(2施設)
区民ひろば朋有、区民ひろば千早
- (2) 子ども家庭部
子ども若者課（中高生センター(1施設)
ジャンプ東池袋
保育課（保育園(3園)
西巢鴨第三保育園、東池袋第二保育園、要町保育園
- (3) 教育委員会事務局教育部（小学校(4校)・中学校(2校)・幼稚園(1園)
駒込小学校、朋有小学校、南池袋小学校、千早小学校
千川中学校、明豊中学校
池袋幼稚園
放課後対策課（子どもスキップ(3施設)
子どもスキップ駒込、子どもスキップ朋有、子どもスキップ千早

第2 監査実施期間

1. 部局監査

平成31年4月11日（木）から 令和元年8月8日（木）まで

2. 施設監査

令和元年6月3日（月）から 令和元年6月20日（木）まで

第3 監査の観点

原則として平成30年度の財務に関する事務の執行及び施設の管理状況等について、平成31年度監査計画に基づき実施した。

第4 監査の方法

1. 部局監査

部局監査をより効率的かつ効果的に進めるために、監査委員事務局職員による事務監査を先行して実施し、事務監査の結果を踏まえて監査委員監査を実施した。

事務監査（4月11日～7月4日）では、主として予算の執行、収入、支出、契約及び現金の出納保管の事務について、関係書類及び帳簿等を調査し、担当職員から説明の聴取を行った。

監査委員監査（7月9日～8月8日）においては、事務監査の結果を踏まえ、提出された監査資料に基づく各所管課長からの説明を受け、決算数値の確認、事業の有効性、効率性等の観点を中心に質疑応答による監査を実施した。

また、各部局の監査実施の際、当該部局長から「部の組織と分掌事務」及び「部の主要課題と対応状況」についての説明を聴取した。

2. 施設監査

今年度対象施設において視察を行った。その後、予め提出を求めた監査資料に基づき、監査委員が各施設長より概要説明を聴取し、質疑応答による監査を実施した。

学校においては監査委員監査と同時に、他施設については別に事務監査日を設定し、監査委員事務局職員が、主として現金管理及び施設管理の事務について、関係書類及び帳簿等を調査し、担当職員から説明の聴取を行った。

第5 監査結果の基準

地方自治法第199条第9項の規定による監査の結果は、「監査結果における指摘事項等の基準（平成29年1月16日豊島区監査委員協議会決定）」に定める以下の区分をもって述べることとする。

1. 指摘事項

- (1) 法令の規定に違反する執行状況にあるもののうち、その内容が重大と認められる事項
- (2) 不適正な執行状況にあり、その結果が区の事務事業に著しい支障をきた

すと認められる事項または区政に対する不信を招くおそれがあると認められる事項

- (3) 過去に指摘事項または指導事項としたもののうち、必要な改善措置がなされていないと認められる事項（特別な事情があると認められるものを除く。）
- (4) その他是正、改善または再発防止に向け取り上げるべき重大な事項

2. 指導事項

- (1) 法令等の規定に違反する執行状況その他不適正な執行状況にあるが、その内容または結果から指摘事項とするに至らないと認められる事項（軽微な誤謬等によるもので、他に影響が少ないと認められるものを除く。）
- (2) その他是正、改善または再発防止に向け取り上げるべき事項

なお、監査の結果には、地方自治法第 199 条第 10 項の規定により、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するために、監査委員の意見・要望を添えている。

第6 監査の結果

1. 指摘事項

(1) 交通費に係る不適正な処理

西巢鴨第三保育園においては、遠足の交通費として資金前渡により都電の回数券（1冊1,000円。90円×12枚+40円×1枚）8冊を購入した。そのうち、使用しなかった40円券8枚を、本来、内規により保育課へ送付しなければならなかったところ、園の職員が私費で買い取っていた。また、買い取った金額320円は、資金前渡清算時に戻入されていた。

都営交通において、40円券は払い戻し対象となっていないため、払戻金は発生しない。したがって、回数券購入金額8,000円が資金前渡清算における支出金額になるところ、買い取り金額の320円を戻入したため、実際の支払額より320円少ない7,680円で支払証明書が作成され、清算処理が行われてしまった。

この買取りは、善意からのこととも思われるが、公費で購入した回数券を私費で買取るということは、公費と私費の区別が理解できていないことであり、公私混同で不適正な行為と言わざるを得ない。

(2) 複数年にわたる不適正な事務処理

次の課においては、これまで複数年にわたり同一事項に対して指導を行っているにもかかわらず、依然として改善が図られていない。

① 豊島区随意契約ガイドラインに基づく規定の見積数を徴していない契約がある。指導課に対しては、昨年度においても同様に「指摘事項」として取り上げている。

(指導課)

② 主管課契約の特命随意契約において、業者を指定するに足る理由が起案本文に記載されていない。

(会計課)

③ 業務委託契約の適正な履行を確保するため、監督員の設置が義務付けられているところ、監督員を指定していない契約がある。

(国民健康保険課、文化観光課、障害福祉課)

④ 調定起案文書においては、「歳入事務の手引き」により、必要記載事項が

示されているところ、複数の起案文書で徴収の根拠法令など、決裁者の決定を受けるに足りる内容の記載がされていない。

(文化観光課)

2. 指導事項

(1) 契約処理に関する事項

① 主管課において処理する契約：見積書徴取数の不足

豊島区契約事務規則第3条の2では、次の各号に該当する場合は、契約事務分掌の特例として、主管課において契約するものとしている。

ア. 相手方が国・地方公共団体、及び営利を目的としないことが明らかでかつ競争相手がない個人又は団体であって、予定価格がそれぞれ定めた上限金額未満の業務委託契約である場合

イ. 契約の内容が飲食物の調達、電気、ガス、水道等の供給など定めた要件に該当する場合

ウ. 契約の内容が物品の買い入れや修繕、業務委託などでかつ予定価格が50万円以下（物件の借上げは40万円以下）の場合

また、主管課で処理する契約のうち、随意契約における見積書の徴取者数については、同規則第40条において、なるべく2者以上から見積書を徴さねばならないとし、さらに、豊島区随意契約ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）により、予定価格が5万円以上30万円未満のときは2者以上、30万円以上50万円以下のときは3者以上、50万円超は4者以上から徴取するものと定めている。

見積書徴取について、これら要件を満たしているかを確認した結果、規定の見積数を徴していない契約があることが判明したので是正されたい。

(区長室（国際アート・カルチャー都市推進室長）、財産運用課、文化観光課、子育て支援課、土木管理課、公園緑地課、選挙管理委員会事務局、千早小学校)

なお、以下に示す課は、前年度に引き続く指導である。速やかにかつ確実に是正されるよう重ねて申し添える。

(文化デザイン課、図書館課、高齢者福祉課)

② 主管課において処理する契約：業者指定理由の不備等

主管課が処理する契約（50万円以下（物件の借上げは40万円以下））において、随意契約により業者を指定する際、ガイドラインでは「第3 見積書の徴取」の(3)で、「契約の性質又は目的により契約の相手方が特定されるとき」など、その要件を述べているが、併せて「原則として価格の妥当性を証する資料（積算資料、類似契約資料等）を添付するものとする」ことにより、見積書の徴取者数を1者まで減ずることができるとしている。

主管課契約案件のうち随意契約について確認したところ、見積書徴取者数が1者のみの契約で、有効な資料添付または業者を指定するに足る理由が、起案本文に記載されていない案件が見受けられた。契約においては、競争による最適価格の追求が原則であることを踏まえ、業者指定の際には、指定業者及び予定価格が有効かつ効率的である具体的な理由を、財務会計システムだけではなく起案文書にも明記されたい。

（総務課、契約課、男女平等推進センター、総合窓口課、国民健康保険課、生活産業課、文化観光課、図書館課、豊島清掃事務所、高齢者福祉課、障害福祉課（心身障害者福祉センター）、介護保険課、健康推進課、都市計画課、建築課、道路整備課、選挙管理委員会事務局、千早小学校）

なお、以下に示す課は、前年度に引き続く指導である。速やかにかつ確実に是正されるよう重ねて申し添える。

（学習・スポーツ課、土木管理課、公園緑地課、指導課）

また、以下に示す課は、業者指定理由は起案本文に記載されているものの、指定理由にはあたらぬ内容や、理由として不足又は不適正なものであった。

（人事課（人材育成担当課長）、施設整備課、障害福祉課、健康推進課、子育て支援課、放課後対策課）

③ 主管課において処理する契約：近接・類似した複数契約

予定価格が50万円超のものは、契約課での契約となるため、当該課で処理できるよう50万円以下に分割して契約することは規則違反の違法行為であり、厳に禁止するとガイドラインに明記されている。

主管課が処理した契約（予定価格が50万円以下）のうち、契約業者が同一で、かつ契約内容が類似し、契約月日および契約期間が近接する複数の契約を締結している課があった。分割契約とまでは言えないものの、契約をまとめてスケールメリットを活かすか、または競争に付し契約総額の低減を目指すべき内容であると判断できた。計画性をもった契約請求により、経費節減と事務

作業の効率化を目指して契約方法を見直されたい。

(文化デザイン課、文化観光課、学校施設課、教育センター、選挙管理委員会事務局)

④ 業務委託契約における監督員の不指定等

業務委託契約の適正な履行を確保するため、平成 26 年 7 月 31 日 26 豊総契発第 1163 号により、契約課から業務委託契約における監督・検査実施マニュアル及び「業務委託契約の監督員による適正な履行の確保について」が通知され、監督員の設置が義務付けられたが、多くの課で監督員を指定せず契約を行っていた案件が見受けられた。

(財産運用課、東部区民事務所、図書館課、環境政策課、高齢者福祉課、保育課、公園緑地課、放課後対策課)

なお、以下に示す課は、前年度に引き続き指導である。速やかにかつ確実に是正されるよう重ねて申し添える。

(環境保全課、子育て支援課、住宅課)

また、以下に示す課は、監督員は指定されていたものの、受託者へ監督員を通知していなかった事に対して前年度に引き続き指導である。

速やかにかつ確実に是正されるよう重ねて申し添える。

(保育課、庶務課)

また、以下に示す課は、前述のマニュアルで指示されている事務処理とは異なるところで監督員を指定または指定したとみなしていた。

(文化デザイン課、障害福祉課(心身障害者福祉センター))

⑤ 主管課検査員と監督員の重複

監督員を設置することにより、検査体制の強化を図る趣旨から豊島区契約事務規則第 66 条(兼職制限)では「監督員又は検査員は、特別の必要がある場合は除き、相互にこれを兼ねることができない。」と定めているが、以下に示す課は、主管課検査員と監督員が同一人であった。

(放課後対策課)

(2) 会計処理に関する事項

① 歳入関係事務

ア. 調定起案文書における必要記載事項の不備

調定起案文書には、「歳入事務の手引き」により、件名、調定金額、歳入年度、歳入科目、納入義務者の住所・氏名、納付期限、徴収の根拠法令、処理方法などが必要記載事項とされている。しかし、調定起案本文に何ら記載のないもの、あるいは必要事項の一部のみが記載されているもの等、調定起案本文として、決裁者の決定を受けるに足る内容の記載がされていないものが見受けられた。

(介護保険課)

イ. 調定日の誤り

歳入の調定額通知書を当該年度内に発行すべきところ、翌年度の4月以降の日付で処理していた。調定起案文書及び決定の日付は、年度内で処理すべきである。

(学務課、学校施設課、指導課)

ウ. 納期限の誤り

納入通知書で通知する場合の納期限については、豊島区会計事務規則第25条第3項により、法令その他の定めがある場合を除くほか、調定の日から、20日以内で適宜の納期限を定めるものとされている。

しかし、法令その他の定めがないにもかかわらず、調定の日から20日を超える日を納期限として定めていた。

(人事課、契約課、区民活動推進課、地域区民ひろば課、税務課、西部区民事務所、福祉総務課、障害福祉課(心身障害者福祉センター)、子ども若者課、子育て支援課、子育て支援課(東部子ども家庭支援センター)、保育課、建築課、土木管理課、公園緑地課、学務課、放課後対策課)

なお、以下に示す課は、前年度に引き続く指導である。速やかにかつ確実に是正されるよう重ねて申し添える。

(生活産業課、図書館課、ごみ減量推進課)

エ. 収納金日報の不作成

豊島区会計事務規則第29条第2項により、金銭出納員は、歳入金を収納したときは、収納金日報を作成し、歳入徴収者に報告しなければならないとされている。しかし、本来備えるべき収納金日報が、一部作成されて

いないものがあった。

(障害福祉課、子育て支援課)

オ. 税外収入徴収簿の不作成

豊島区会計事務規則第 103 条により、収支命令者は、歳入簿や歳出予算差引簿など、必要な帳簿を備えて整理しなければならないとされている。分担金、使用料、加入金、手数料及び過料、その他普通地方公共団体の歳入である税外収入については、税外収入徴収簿の備えが必要である。しかし、一部の税外収入について税外収入徴収簿が作成されていなかった。

(障害福祉課、障害福祉課(心身障害者福祉センター)、保育課)

なお、以下に示す課は、前年度に引き続き指導である。速やかにかつ確実に是正されるよう重ねて申し添える。

(住宅課)

カ. 現金出納簿(金銭出納員用)の不作成

豊島区会計事務規則第 104 条により、金銭出納員は、現金出納簿を備えて現金の出納を整理しなければならないとされている。しかし、本来備えるべき現金出納簿(金銭出納員用)を、一部作成していないものがあった。

(生活福祉課、子育て支援課、土木管理課)

なお、以下に示す課は、前年度に引き続き指導である。速やかにかつ確実に是正されるよう重ねて申し添える。

(防災危機管理課)

キ. 収納金の払込み忘れ

金銭出納員は、豊島区会計事務規則第 29 条により、取り扱った収納金を払込書により即日又は翌日等遅延なく払い込まなければならないとしている。しかし、収納したごみ処理券手数料について、1 か月程度、金庫に保管していたまま払込みを失念していた。会計事務規則を遵守して、適正に払込み処理をされたい。

(ごみ減量推進課)

② 歳出関係事務

ア. 資金前渡における清算処理の遅延

資金前渡の清算については、豊島区会計事務規則第 77 条において、用

件終了後 5 日以内に収支命令者を經由して会計管理者に提出することとされているが、5 日を超えて清算処理がされているケースがあった。会計事務規則を遵守し、5 日以内の清算処理を徹底されたい。

(区長室 (国際アート・カルチャー都市推進室長)、図書館課、子ども若者課)

イ. その他

以下に示す課は、支出処理を行うにあたり、適正な書類の内容確認、管理が実施されていなかった。

ア) 契約相手先の代表者が変更されたにもかかわらず、前代表者名での請求により支出処理をしていた。

(住宅課)

イ) 契約締結にあたって徴取した見積書について、支出処理後に確認したところ原本を紛失していた。

(放課後対策課)

③ その他

契約および会計関係書類の訂正処理方法について、誤字を削る行為やホワイト液による修正、また上書きによる訂正など、不適切な処理が行われていた。二重線による抹消後、訂正印を押印する訂正方法により処理されたい。(行政経営課、障害福祉課(心身障害者福祉センター)、子育て支援課(西部子ども家庭支援センター)、放課後対策課(子どもスキップ駒込))

なお、以下に示す課は、前年度に引き続き指導である。速やかにかつ確実に是正されるよう重ねて申し添える。

(健康推進課)

(3) その他 (共通事項) の事項

① 契約事務の適正化

毎年度の定期監査結果報告書において指導しているところではあるが、今年度においても多くの課では、未だ見積徴取漏れや委託契約時の監督員指定漏れ、受託事業者への監督員通知漏れ等、契約事務処理における基本的な誤りが発生している状況にある。

契約事務を統括する立場にある契約課として、職員の財務会計システム

の操作研修だけではなく、契約事務の基礎的知識の習得及び知識の向上と事務処理ミスや再発の防止に繋がる研修の実施等、来年度より実施が予定されている内部統制も視野に入れ、契約事務に携わる職員の適正かつ確実な事務処理が確保されるよう対策を図られたい。

また、各課においては豊島区契約事務規則第3条の2「契約事務の分掌の特例」によって、課の所管に属する事務に係る契約のうち、特定の契約事務に関しては主管課契約として処理を行うものとなっている。

事務処理ミスの多くは、この主管課契約事務で発生している。各課は、契約事務の研修参加、契約課が作成した「契約事務の手引き」「随意契約ガイドライン」等を教材としたOJT等を活用するなど職員育成に努め、正確な主管課契約事務及び書類の作成に努められたい。

(契約課、各課)

② 会計事務の適正化

毎年度の定期監査結果報告書において指導しているところではあるが、今年度においても多くの課では、調定額通知書起案本文に根拠法令、収入科目などの必要事項が記載されていないにもかかわらず決定されているものや納入通知書を発行する際の納期限が守られていない、さらには現金出納簿、税外収入徴収簿が作成されていないなど、会計事務処理における基本的な誤りが発生している状況にある。

会計事務を統括する立場にある会計課として、これら会計事務処理ミスや再発の防止に繋がる研修会等、来年度より実施が予定されている内部統制も視野に入れ、職員の更なるレベルアップに向けた対策を図られたい。さらに、歳入関係の調定事務や現金出納事務処理についても財務会計システムに依拠するのみではなく、積極的に関与し、主管課が豊島区会計事務規則に則した正確かつ確実な事務処理ができるように指導強化に努められたい。

また、各課においては、豊島区会計事務規則第9条「会計管理者の事務の一部委任」により、課の審査出納員は特定の支出命令書に限り、審査に関する事務が委任されている。いわゆる主管課審査の支出命令であるが、事務処理ミスはこの主管課審査の支出命令関連で発生している事例が多い。課の審査出納員は出納審査に関する意識改革と審査能力の向上を図り、適正な審査に努められたい。

各課においては、会計事務の研修参加、会計事務総合マニュアルや会計事務ハンドブック等を教材としたOJT等を活用するなど職員育成に努め、正確な収支命令関係事務及び書類の作成に努められたい。

(会計課、各課)

3. 意見・要望

(1) 定員管理について

豊島区人事白書（平成 30 年 12 月発行）によると、平成 5 年に 3,098 人だった本区の職員数は、平成 25 年に 1,970 人まで減少して以降は横ばいとなり、平成 30 年度は 1,973 人である。第 7 次豊島区定員管理計画（平成 28 年 4 月策定）では、平成 28 年度から令和 8 年度までに 171 人の減員を行い、1,800 人体制を目標とすることが明記されている。

しかし、平成 29 年度及び 30 年度に予定していた計 28 名の人員削減は、児童相談所開設、東アジア文化都市事業、東京オリンピック・パラリンピック組織委員会派遣や各課の業務量の増加など、定員管理計画策定時に想定されていなかった要因により、現在は計画との間にずれが生じている。

さらには、東アジア文化都市 2019 の開催をはじめとする国際アート・カルチャー都市の実現、子どもと女性にやさしいまちづくり、総合高齢社会対策などの重点プロジェクトをいくつも抱えており、平成 31 年度予算は豊島区過去最大の規模となったほどである。今回の定期監査では、各所管の増員圧力が相当高まっていることを感じた。

しかし、一度職員を採用すると、人件費を削減することは容易ではない。10 年、20 年先の行財政運営を見据えた、慎重な定数調整をすることが必要である。将来を見越して、区が直接行う業務はどのようなものか、公務員が行う仕事はどのようなものかなど、方向性を定めて戦略的な定員管理をしなければならない。

今回の定期監査において、児童相談所の開設に伴い 47 名の正規職員の増員が想定されるとのことであるが、単に増員だけを行えば、それだけで将来的に年間 3 億円以上もの人件費が増加することになる。区立保育園のさらなる民営化等により、全庁的な福祉職等の配置の見直しを検討し、大幅に増員することなく児童相談所を開設されたい。

今後、新規拡充事業選定の際には、これまで以上に「ビルド・アンド・スクラップ」を徹底し、新規事業に伴う単純な増員は避けるとともに、技能系職員の退職不補充を継続しつつ、外部化等により業務の見直しを図るなど、計画に沿った適切な定員管理を実施されたい。

（企画課、行政経営課、人事課、子育て支援課、保育課、関係各課）

(2) 多文化共生の推進について

平成 30 年度、異文化間における相互理解に向けた環境整備のため「豊島区多文化共生推進基本方針」が策定された。これまでの外国人「支援」中心の施策から、受け入れる区民の側の「理解」「対話」「寛容」を求める内容となっており、外国人住民が 3 万人を超え、住民 10 人に 1 人が外国人という本区の状況を踏まえ、一步踏み込んだ内容となっている。そこには「外国籍等区民への暮らしの支援」、「共生意識の醸成と交流の促進」及び「外国籍等区民の活躍の支援」の三つの柱がうたわれた。多文化共生社会の理念、すなわち、外国人を含めた多様な区民が互いに尊重し、安心して暮らせるコミュニティの形成を図りながら、国籍や人種の違いを超え、地域社会の構成員として共生できる、より良い地域社会の創出が、今求められている。

今回の定期監査において、教育や保育現場では、外国籍の子どもに対し、日本での日常生活等に早く馴染めるよう様々な努力と工夫がなされていたことが確認できた。一方、窓口各課においては、外国語通訳が不足しているという声があるほか、外国人専用相談窓口が設置されていないなど、全庁的な取り組みとして十分とは言えない状況であった。

また、本年は、「東アジア文化都市 2019 豊島」開催の年でもあったが、今後もマンガやアニメを中心としたクールジャパンの魅力を発信し続け、本区を訪れる外国人を含む観光客を呼び込むことを考えれば、本区の観光案内所においても、外国人観光客がもっと訪れやすく、わかりやすい場所に再整備する必要がある。

多文化共生推進のためには国レベルで策を講じるものも多く、区単独で課題解決を図ることは難しい面もあるが、情報不足や日本のルールに馴染めないことを起因としたトラブルなど、身近な問題に対しては早急な対応が必要である。日本語学校へ通う留学生などには、語学学校において住民税制度や日本の生活習慣等について定期的な指導を区から働きかけるとともに、区から「出前講座」を実施するなど、生活を総合的に支援するためのさらなる取り組みが必要である。また、留学生に限らず、外国人住民や観光客に対する災害発生時の支援のあり方や情報提供の方法なども、喫緊の課題である。

2020 年は東京オリンピック・パラリンピック開催の年でもある。この基本方針に基づき、国際アート・カルチャー都市を標榜する本区ならではの多文化共生施策を、一層推進することを切に要望する。

(企画課、文化観光課、関係各課)

(3) 行政評価の有効活用について

本区は平成13年度から行政評価に取り組み、平成29年度からは、「施策評価」と、従来からの「事務事業評価」を組み合わせた2層制の行政評価を実施している。

この行政評価とは、区が実施する施策や事業についての現状を認識し、行政課題を発見するための手法のひとつであり、行政活動について評価し、その過程で発見した課題を事業の見直しや計画・予算等に反映させ、新たな目標値を定めて事業を実施していくという一連のサイクルを通じて、区民サービスの向上を図っていくものである。

今年度の定期監査において行政評価資料を確認した結果、評価区分「改善・見直しのうえ継続」と評価された事務事業92件のうち51件について、また、「縮小」と評価された事務事業8件のうち6件については、平成30年度予算と比較して平成31年度予算が増額もしくは現状維持となっており、評価結果と予算の増減が一致していない事業が半数以上に及んでいた。

また、各課が「拡充」の意向を示している事務事業について、評価は「改善・見直しのうえ継続」となっているなど、政策経営部と主管課の見解が異なるケースも見受けられた。

本区の行政評価は、事業の実施により区民生活がどのように向上したかという「成果重視」の行政運営の推進を目的としている。行政評価は、合理的に事業の廃止や見直し、拡充を判断し、状況に応じた予算配分につなげるための制度であると言えるが、本区においては必ずしもその評価が事業見直し等に適正に反映された状態とは言えず、行政評価制度が活かしきれていないように見受けられる。先行き不透明な経済情勢の中、今後の財政運営は楽観できる状況にはない。各事務事業に対し効率的な成果を導き、最少の経費で最大の効果を得られるよう、行政評価の有効活用を切に望む。

(行政経営課)

(4) 区施設に設置されている防犯カメラの全庁的把握について

多くの建物に設置されている防犯カメラは、主に犯罪の未然防止などを目的として設置されており、防犯対策上非常に有効な設備である。

本区では「豊島区庁舎等の防犯カメラの設置及び運用に関する要綱」（以降「要綱」という）を基に各施設は防犯カメラを設置しており（176 施設 848 台）、場合によっては、施設を所管する課において、別途設置に関する要綱等を作成しているところもあった。

各施設での防犯カメラの運用状況では、画像又は記録媒体の管理として、要綱第 6 条第 2 項には、「画像を保管する期間は、原則として 7 日以内とし、期間経過後は速やかにこれを消去しなければならない」としており、多くの施設では映像保存期間を 7 日としているが、それ以上に保存している施設もあった。

また要綱第 5 条第 3 項では、「防犯カメラを設置するときは、出入口その他の見やすい場所に防犯カメラを設置している旨を掲示しなければならない」としているが、防犯カメラは設置されていても掲示がない施設、また、一見して認識できない場所へ掲示している施設があった。

本区の防犯カメラは、区施設利用者等の安全確保のための監視を目的として設置しており、カメラの存在自体が犯罪の抑止効果に期待ができることのほか、防犯カメラが記録した映像は多くの犯罪摘発証拠として非常に重要な情報になる場合もある。そもそも区が設置している防犯カメラの映像は、警察等に対して情報提供することを目的として記録しているものではないが、豊島区個人情報等の保護に関する条例第 11 条ただし書きが適用される場合には、警察等へ提供される場合もある中で、昨今発生している重大な事件・事故の状況から鑑みても、現在の要綱での画像保管期間「原則 7 日以内」としていることが適正な期間であるかは、検証が必要である。また、区の施設において、映像の実質保存期間が一定でないことや、設置されている旨の掲示の不備、さらに、防犯カメラ自体が設置されていない施設もあることから、防犯カメラについて全庁統一的な取扱いができるよう要綱の早急な見直しを図るとともに、各課に対する指導体制も検討されたい。

(防災危機管理課)

(5) 住民記録の不現住実態調査について

本区の人口は、令和元年5月において29万人を超え、過去10年間の人口推移を見ても、毎年平均約3,000人弱の区民が増えている。本区の政策として、待機児童ゼロなどの「子どもと女性にやさしいまちづくり」や「Hareza 池袋」オープンなどの「国際アート・カルチャー都市」へのまちづくりが進展し、今後も住みたい訪れたい街として人口が増えると想定される。

現在でも日本一人口密度の高い本区において、さらに人口が増える可能性がある中、区民サービスを低下させないためにも、区行政を行ううえでの基礎情報でもある「住民基本台帳」の情報は、正確に管理しなければならない。

【豊島区人口の年推移】 ※各年1月1日現在
(単位：人)

年	総人口 (A+B)	日本人 (A)	外国人 (B)
22	263,212	244,637	18,575
23	265,897	246,029	19,868
24	267,623	248,299	19,324
25	268,959	249,894	19,065
26	271,643	252,110	19,533
27	275,507	253,891	21,616
28	280,639	256,099	24,540
29	284,307	257,247	27,060
30	287,111	258,101	29,010
31	289,508	259,285	30,223

出展：「としまの統計」より

【不現住実態調査と住民票職権消除推移】

年	実態調査件数	職権消除者数
22	***	228
23	***	395
24	***	429
25	***	179
26	***	143
27	***	141
28	380	184
29	223	290
30	207	179
元	290	61

出展：総合窓口課統計。
***は件数データなし。
元年度は8月末現在。

住民登録は、住民基本台帳法第1条で「住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎」としており、同法第34条(調査)では、「市町村長は、定期に同法第7条(住民票の記載事項)の規定する事項について調査をするものとする。」と定め、住民基本台帳の正確性の確保を図るために、定期的な実態調査をする必要があると規定している。

しかし、平成28年度から31年度の4年間で見ても、不現住実態調査は区全体で1,100件、年平均は300件にも満たない状況である。調査を実施した主な経緯は、税務課や国民健康保険課からの郵送物の戻りに基づく不現住調査依頼であった。

また、職権消是件数は、平成 23 年度から 24 年度は年間 400 件前後であったが、平成 30 年度は 200 件を下回っている。このように、職権消是件数が減少していることは、転入・転出件数が年間それぞれ約 3 万人と非常に多く、外国人住民が頻繁に転出入している本区の状況に鑑みれば、区全体の定期的な実態調査が進んでいないことの現れと推察される。

住民基本台帳の情報は、住民票だけに使用される訳ではない。住民税や国民健康保険料、また選挙人名簿など、様々な区民への行政サービスを行ううえで基礎となる重要な情報である。

区全体の計画的な不現住実態調査を実施するために、現在の実態調査体制や調査方法の見直しなど、正確な住民基本台帳整備のために、できる限り速やかに、住民記録の実態調査計画及び体制の再構築を図られたい。

(総合窓口課、東部区民事務所、西部区民事務所)

(6) 延滞金の把握について

歳入の調定については、豊島区会計事務規則第21条により「歳入徴収者は、徴収すべき歳入の金額が確定したときは、直ちに当該歳入について調定しなければならない。」と、納入の通知と収納に先立って行われることを原則と定められている。

特別区民税・都民税については、実務上、個々の滞納した本税の納付時にシステムにより延滞金が算出され、その性質上、事前に調定し、納入の通知をすることができないため、事後の調定が例外的に認められている。このため、全体として、発生している延滞金の額・徴収状況、減免額などは把握されていない。

延滞金も区が有する資産（債権）であり、公会計制度上も正確に区のストックを捉える必要がある。

平成30年度決算において、延滞金については、特別区民税・都民税のほかは、生業資金貸付金、応急小口貸付金、私立高等学校等入学・修学資金貸付金（全て生活福祉課）が収入されているが、それ以外のものは、その発生の有無さえも明らかにされていない。

延滞金については、正確な債権管理の観点からは、定期的に一定時点での金額を算出して全体像を把握し、管理することが必要である。システム上の課題や延滞金額が日々変動するなど、額の算出には困難な実情があると推察されるが、債権管理の一環という認識を持って延滞金の額を把握し、適切な会計処理の検討をされたい。

また、法律や条例に延滞金徴収の義務規定があるにもかかわらず徴収していない債権が存在する。期限内に納付した区民との公平性を確保することが重要である。延滞金徴収義務のある債権を管理する各課においては、これを適切に徴収できるよう業務体制の見直しを検討されたい。

（税務課、国民健康保険課、高齢者医療年金課、介護保険課、関係各課）

(7) 新たな文化施設等の事業収支の改善について

区は平成 25 年、新庁舎建設に伴う旧庁舎跡地周辺の活用について、池袋副都心に新たなにぎわいエリアを生み出すための挑戦として、旧庁舎地の活用及び周辺整備計画を策定し、商業ビルや 8 つの劇場を含む「誰もが主役になれる劇場都市」として生まれ変わるこの地域の愛称を、「Hareza 池袋」とし、令和 2 年 7 月にグランドオープンする予定となっている。

これに先駆け、今年 11 月には、芸術文化劇場及び新しいとしま区民センターがオープンし、同時に、池袋駅周辺にある 4 つの公園を基本として回遊する池袋副都心移動システムの「IKE BUS」（以降「イケバス」という。）も運行されるなど、「Hareza 池袋」グランドオープン前から、今まで以上のにぎわいが予想される場所である。

このように、にぎわいを呼ぶ「Hareza 池袋」であるが、そのにぎわいを継続させるためにも、施設等の運営が重要になってくる。今回の定期監査において、各施設の運営収支予定を確認したが、芸術文化劇場の開業後事業収支見込みは、平年度ベースで収入 4.8 億円、支出 7.4 億円と見込み、差引 2.6 億円の支出超過と試算されている。また、としま区民センターの開業後事業収支見込みについても、平年度ベースで収入 0.8 億円、支出 3.6 億円と、差引 2.8 億円の支出超過と試算されている。イケバスの運営では、事業者からの提案を基に「精査中」とのことであった。

また、「Hareza 池袋」エリアではないが、令和 2 年開館予定であるマンガの聖地としまミュージアム（以降「マンガミュージアム」という。）においては定期監査の時点では事業の収支見込自体が「精査中」とのことであり、明確な答えは得られなかった。

芸術文化劇場を始めとする公共施設は、営利を目的とする施設ではないため、収支を均衡させた運営は困難であるという考え方もある。確かに、文化施設の評価は非常に難しく、稼働率や入場者数、そしてメディア効果や地域経済効果などを総合的に見るべきとの意見もある。

しかし、芸術文化劇場及びとしま区民センターあわせて、毎年約 5 億円もの支出超過は、今後の先行き不透明な社会経済状況の中にあって、区財政には重い負担となり、イケバスやマンガミュージアムにかかる経費を加えれば、さらなる財政負担となる。

芸術文化劇場におけるネーミングライツの実施など、収入増の努力はすでに認められるものの、この先施設を運営していく経費は区民の税金である以

上、コスト意識があってしかるべきである。これらの施設に対し、利用者に長く親しまれるためにも、今後はランニングコストの抑制や、さらなる収入の増加策を積極的に講じ、芸術文化劇場、としま区民センター、イケバスやマンガミュージアムの事業収支の改善に努められたい。

(生活産業課、文化デザイン課、文化観光課、土木管理課)

(8) 保育所の指導・検査体制の強化について

区は、私立認可保育所の誘致を進めた結果、平成 28、29 年度と、2 年連続で待機児童ゼロを達成した。現在 100 施設以上の認可保育施設及び地域型保育事業施設等が区内に存在している中、令和元年 10 月からの消費税増税に伴い、幼児教育・保育の無償化が実施されることとなった。幼稚園児や認可保育所に通う 3 歳から 5 歳までの児童の保育料は一律無償化となり、0 歳から 2 歳児においては、非課税世帯で保育必要性の認定を受けた場合に限り、一定の上限額までの無償化が実施される。

また、池袋などの繁華街を持つ本区の地域特性により、24 時間保育所等の認可外保育所のニーズも高いことから、本区ではこれについても無償化の対象としている。

これらの保育施設に対し、平成 26 年度までは児童福祉法に基づき、東京都による指導・検査が実施されていた。しかし、平成 27 年 4 月に、子ども・子育て支援法が改正され、本区においても、指導・検査に対する権限が付与されたことにより、本年度「特定保育施設等指導検査実施方針」が策定され、併せて「特定教育・保育施設に対する指導検査基準」も策定されており、これらに基づいた指導・検査が既に実施されているところである。

今後は、保育の無償化により、保育所利用者のさらなる増加も見込まれるが、認可外保育所は認可保育所と比較した場合、人員体制や施設面での課題もあることから、各区市町村を始め、本区においても指導・検査体制の強化が大きな課題となっている。

区は、認可外保育所のみならず、認可保育所を含めた全体の保育の質の向上及び確保を図るため、指導・検査体制の強化とさらなる指導・検査の実施拡充に努められたい。また、指導・検査を実施する職員の知識等習得に関して、研修会等への参加を積極的に図られたい。

なお、指導・検査とは別に、区立園を退職した元園長による保育施設への「巡回指導」が実施されている。豊かな経験を基にした保育に対する助言や、若い保育士へのアドバイスなどを実施しており、非常に有効な取組みである。今後とも保育の質向上のため、拡充されたい。

(保育課)

(9) 文化財の保管・廃棄について

本区の出土品は、平成 31 年 3 月 31 日現在、旧第十中学校など区内 4 か所及び、三芳グランドコンテナ内に合わせて 12,526 箱と大量に保管されている。保管されたまま公開されていないものがほとんどで、重要度も不明であり、十分な管理がなされているとは言い難い状況にある。出土品の取扱いについては、平成 7 年 11 月の総務庁行政監察局「芸術文化の振興に関する行政監察結果報告書」において、出土品の状態や活用の可能性等に応じた保管方法の効率化を図るための取扱基準を定めることが求められている。これを受けて、平成 9 年 2 月には文化庁より「出土品の取扱いについて（報告）」が出され、その中で出土品については、「将来にわたり文化財として保存を要し、活用の可能性のあるものであるかどうかということを経験として選択を行い、保存・活用を要するとされたものについて将来にわたって保管・管理する」ものとするとともに、都道府県教育委員会においては、この基本的な考え方に従って取扱基準を定め、出土品の適切な保存・活用を進めることを求めた。

この文化庁の報告書に従い、東京都は平成 11 年に「出土品の取扱い基準」を作成した。本区では現在、「豊島区における出土遺物の選択的採取の基準」に基づき、保管量を減らすため、出土時に取捨選択して発掘作業を行っている。この基準に基づく選別採取により、出土品の急増を抑制する一定の効果は得られたものの、廃棄に関する基準が存在しないため、保管されている出土物の定期的な廃棄はなされていない。出土品の選択基準だけでなく、廃棄、さらには活用についても速やかに基準を策定し、最低限の出土品のみを適正に保管する体制を構築すべきである。

今後、区は、埼玉県飯能市に新たに建てられる埋蔵文化財保管用倉庫に美術品及び文化財を移転し、保管を続ける予定である。しかし、なんら整理を行わないまま廃棄に該当する出土品も含めて移すことは、効率的な公共施設の管理運営の観点から望ましいことではない。廃棄に関する基準を区において策定し、それに基づいた廃棄を実行するのが最善ではあるが、基準がない中では、東京都が定めた基準により、具体的な整理を行うことが現実に即していると思われる。出土品は、我が国の歴史や文化を理解するうえで欠くことのできない情報を提供する貴重な歴史的遺産である。区においては、根拠規定に基づき出土品をきちんと整理・保管したうえで、区民に適切に公開する、活用の促進を図るなど、適切かつ効率的な文化財保護事業の運営に努められたい。

(庶務課)

(10) 施設監査について

1) 保育園

本年 5 月に発生した大津市の園児死亡事故を受け、散歩等の園外保育の際にどのような安全対策をとっているか尋ねたが、各園とも移動経路の安全点検を行うなどして、出来得る対策を講じていた。保育課は、事故発生直後に、私立保育所を含めた各園に注意喚起の通知を発するとともに、区立園には、「園外保育マニュアル」の再点検を指示するなど、迅速な対応をとった。

今後も、私立園を含めたマニュアルの整備など、必要な対策をとられるよう要望する。

(保育課)

本年 4 月 1 日現在、公設民営を除く区立園正規職員数は、園長や保育士、看護師等含め、全体では 436 名である。その内保育士は 370 名であるが、この中には男性の保育士 16 名が含まれている。また、調理職員 24 名のうち 3 名が男性職員である。近年、男性の保育士の採用も増えている中、もともと狭い園内において、新たに男性用更衣室等のスペース確保は容易ではなく、各園とも苦慮していることを確認した。

今後、建替えや改修工事が予定されている園においては、男性の保育士等が勤務した場合にも対応が可能になる工事計画の策定に努められたい。

(保育課)

2) 小中学校

今年度施設監査を実施した小中学校の校内環境において、放送室等、普段多くの児童・生徒が使用しない部屋の清掃が行き届いていない状況を一部の学校で確認した。昼食時には、放送室に給食を持ち込み、食事を取りながら昼の校内放送が実施されている学校もあり、不衛生な環境の中で取る昼食は、決して良いと言えるものではない。また、放送室に限らず、理科準備室や図工準備室などにおいても、荷物が雑然と置かれ、整理整頓が十分でない学校も見受けられた。

普通教室や廊下等、普段から使用する場所はもちろんのこと、使用頻度の少

ない教室においても、児童、生徒、教職員及び用務主事等が協力し、定期的な清掃や整理を実施することで、より良い学校生活のための環境美化に努められたい。

(庶務課、指導課)



施設監査を実施した各小中学校とも、理科の授業で使用する薬品の保管については、理科準備室等に設置されている施錠された保管庫内において適正に管理されていた。しかし、保管している薬品の種類や現在量を記録する管理簿の様式は各校様々で、中には薬品の使用量や残量が記録されていない目録のような様式を管理簿としている学校もあった。また、管理簿のチェックにおいても各校様々で、定期的を実施している学校もあれば、年1回のみの学校もあった。

薬品の管理簿は、単に残量を確認するためのものではなく、薬品ごとに使用日時や使用量等を記録することで、薬品の適正な使用を確認又は証明する重要な書類である。管理簿の様式やチェック体制など校長会等で検討し、小中学校それぞれで同じような対応ができるよう改善を図られたい。

(指導課)

施設監査を実施した小中学校の中で、施錠されている各特別教室等を視察しようとした際、鍵の所在確認に時間を要し、校内視察が十分に実施できなかった学校があった。施錠は、安全管理の観点によるものと思われるが、鍵の所在確認に時間を要したことは、緊急時や災害時などで、対応の遅れに繋がるこ

とも考えられる。

校長及び副校長が鍵の管理者ではあるが、各教員との情報共有を図りつつ、今以上に適正な鍵の管理及び保管に務められたい。

(指導課)

第7 監査結果等による改善措置等の報告

監査の結果は前項のとおりであるが、指摘、指導及び意見・要望で記載した各事項について、改善等の措置を講じた時は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

また、事務監査の際に、各部局の事務処理等に対して口頭で是正を求めた軽微な事項については、速やかに是正されたい。